



#### 一般事項

平成21年5月27日から高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計・設備設計に関し、設備設計一級建築士・構造設計一級建築士の関与（自ら設計する、又は法適合確認を行う）が必要になりました。平成21年11月27日からは、確認申請された場合、設計時期、当初設計、設計変更の別にかかわらず関与が必要になりました。

最近建築基準法、建築士法の再改正についても、各関係団体から意見が出ており、特に設備設計一級建築士の関与が義務付けられている3階以上、5000m<sup>2</sup>の学校よりも、8階4900m<sup>2</sup>の病院の方が法適合性において重要な建築物である等見直しの声がある。

建築物の設計に関し設計者制度の抜本的な見直しも必要とされており、建築物の設計において、意匠・構造・設備の専門分化すべきとの要望もあり、それぞれの専門家が権限と責任を持つ資格制度であるべきである。実際は誰が設計したかそれを明確にしてこそ建築主や消費者に対し信頼を得ることになる。

今年度は主に次のような事業活動を実施した。

- (1) 設備設計資料説明会を沖縄県の協力により開催した。
  - (2) 広報誌「建築設備」第12号の発刊
  - (3) 建築設備士総合講習への参加
  - (4) チャリティゴルフを開催し、その収益金を社会福祉関係団体へ寄付した。
  - (5) 建築設備定期報告受付業務の推進
  - (6) 施設見学会の実施、今年度は、リサイクル関連企業を訪問、県産品や環境問題に対する認識を深めた。
- その他、ボウリング大会等を開催し会員の親睦を深めた。

